

10 債却資産の評価と課税など

ア) 評価額

旭川市内に所在する債却資産一品ごとについて、取得価額を基礎として耐用年数に応じた減価を考慮し、令和8年1月1日現在での残存価値を算出したものを評価額といいます。

イ) 課税標準額

資産一品ごとの評価額を合計したものを決定価格といい、原則としてこの決定価格を課税標準額と呼びます。
(1,000円未満は切捨て)

ウ) 税率

旭川市の固定資産税の税率は100分の1.4です。税額は課税標準額に税率を乗じたものです。(100円未満は切捨て)ただし、**課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。**

エ) 資産の評価額の算定方法

評価額の算出

(1) 前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{取得価額}} \times \left[1 - \left(\frac{\text{減価率} \times 2}{\text{減価率} + 2} \right) \right] \quad (*)$$
$$= \boxed{\text{取得価額}} \times \text{次頁表のA}$$

(2) 前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{前年度評価額}} \times \left[1 - \text{減価率} \right]$$
$$= \boxed{\text{前年度評価額}} \times \text{次頁表のB}$$

減価率：耐用年数に応ずる減価率(次頁「減価率および減価残存率表」を参照)

* 下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入しています。

A：半年分の減価残存率で、次頁「減価率および減価残存率表」中のA欄の率です。
B：1年分の減価残存率で、次頁「減価率および減価残存率表」中のB欄の率です。

※ 評価額の最低限度は、国税とは異なり、取得価額の100分の5に相当する額となります。

※ 税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産であっても評価の対象です。

減価率及び減価残存率表

耐用年数	耐用年数に応ずる減価率X	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B		前年中取得のもの A	前年前取得のもの B
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	60	0.038

才) 課税標準額と固定資産税額の算出

- 資産一品ごとに算出した評価額を合計したものを決定価格といい、原則としてこの決定価格を課税標準額と呼びます。(1,000円未満切捨て)
- 税額は、課税標準額に税率(100分の1.4)を乗じたものになります。(100円未満切捨て)
ただし、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

力) 税額の算出例

※資産の申告内容

資産名称	取得年月	取得価額	耐用年数
広告塔	令和7年9月	1,500,000円	20年
アスファルト舗装	令和5年10月	3,000,000円	10年
パソコン	令和2年4月	300,000円	4年

A) 広告塔の評価

上表「減価率及び減価残存率表」より、耐用年数20年に対応する減価残存率はA=0.945(前年中取得)であるので、

$$1,500,000 \times A = 1,500,000 \times 0.945 = 1,417,500 \text{円} \text{ (令和8年度評価額)}$$

B) アスファルト舗装の評価

耐用年数10年に対応する減価残存率はA=0.897(前年中取得)、B=0.794(前年前取得)より、

$$3,000,000 \times A = 3,000,000 \times 0.897 = 2,691,000 \text{円} \text{ (令和6年度評価額)}$$

$$2,691,000 \times B = 2,691,000 \times 0.794 = 2,136,654 \text{円} \text{ (令和7年度評価額)}$$

$$2,136,654 \times B = 2,136,654 \times 0.794 = 1,696,503 \text{円} \text{ (令和8年度評価額)} \text{ 小数点以下切捨て}$$

C) パソコンの評価

耐用年数4年に対応する減価残存率はA=0.781(前年中取得)、B=0.562(前年前取得)より、

$$300,000 \times A = 300,000 \times 0.781 = 234,300 \text{円} \text{ (令和3年度評価額)}$$

$$234,300 \times B = 234,300 \times 0.562 = 131,676 \text{円} \text{ (令和4年度評価額)} \text{ 小数点以下切捨て}$$

$$\begin{aligned}
 131,676 \times B &= 131,676 \times 0.562 = 74,001 \text{ 円} \text{ (令和5年度評価額)} \\
 74,001 \times B &= 74,001 \times 0.562 = 41,588 \text{ 円} \text{ (令和6年度評価額)} \\
 41,588 \times B &= 41,588 \times 0.562 = 23,372 \text{ 円} \text{ (令和7年度評価額)} \\
 23,372 \times B &= 23,372 \times 0.562 = 13,135 \text{ 円} < 15,000 \text{ 円} \text{ (令和8年度評価額)}
 \end{aligned}$$

※ 令和8年度より評価額が取得価額（ここでは300,000円）の100分の5（=15,000円）より小さくなるため、これ以降の評価額は15,000円となります。

A)からC)までをまとめると右表のようになります。
 評価額を合計した決定価格は3,129,003円となるため
 その税額は、
 $3,129,000 \text{ 円} \text{ (1,000 円未満切捨て)} \times 0.014 \text{ (税率)}$
 $= 43,806 \text{ 円}$
 $\Rightarrow 43,800 \text{ 円} \text{ (100 円未満切捨て)}$ となり、年税額は43,800円となります。

資産名称	評価額
広告塔	1,417,500 円
アスファルト舗装	1,696,503 円
パソコン	15,000 円
合計	3,129,003 円